

# 和泉市公園施設長寿命化計画

2023年3月

大阪府和泉市都市デザイン部都市整備室公園緑地担当

## 1. 都市公園整備状況

(2023年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
335	152.97ha	8.35㎡

## 2. 計画期間（西暦） [2023年度～2032年度]（10箇年）]

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	緑地	緑道	合計
127	16	1	2	3	2	151

### ②選定理由

対象公園は、公園等の機能・性能（規模）及び公園等の立地条件（利用見込み）と下記の選定方法で行う。

- ・開設後5年以上の公園で、前計画で対象となっていない公園
- ・遊具、トイレ、四阿（あずまや）などの施設がある公園
- ・公園施設の老朽化が顕著である等により、近く改修が認められる公園

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	合計
966	118	498	558	8	20	151	1,569	3,888

### ②これまでの維持管理状況

これまで計画対象外を含む全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、和泉市都市デザイン部都市整備室の委託により、(財)和泉市公共施設管理公社公園緑化部（以降、指定管理者）による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの日常管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び(社)日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから順次補修を実施している。また、処分制限期間が迫るものについても、計画的に更新を行っている。

### ③選定理由

和泉市の公園は、設置から30年以上経過する公園が4割を占め、10年後には6割超に達する見込みである。これまでも長寿命化計画により計画的に修繕や更新を行ってきましたが、経過年数が30年を超える施設が増加することから引き続き計画的に長寿命化対策を実施する。限られた予算の中で施設の機能保全のための施設の大規模な手入れや更新などの維持管理を計画的に行うストックマネジメントを行う。また、市民（公園利用者）から寄せられる施設の不具合の補修や更新の要望も対応する必要があり、管理対象公園施設全てを計画対象公園施設とする。

制約のある財政事情において、計画対象公園は公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図り、ライフサイクルコストの削減を実現する。同時に、日常点検や定期点検による確認を重点的に、施設の安全性を維持していくものである。

なお、平成24年度に令和4年までの長寿命化計画を策定した。前計画から10年が経過していることから、遊具等については令和3年度の定期点検の結果を利用し、その他施設については、長寿命化計画策定業務内で健全度調査を実施し、長寿命化計画の改訂を行うものである。

実施年度	内 容
平成24年度	・和泉市都市公園施設長寿命化計画策定業務委託
令和3年度	・都市公園遊戯施設安全点検業務委託
令和4年度	・和泉市都市公園施設長寿命化計画策定業務委託

### 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、予防保全型管理施設と事後保全型管理施設について実施した。

#### 1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

#### 2. 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

施設分類	A判定	B判定	C判定	D判定	施設数合計
運動施設	-	8	-	-	8
園路広場	14	776	176	-	966
管理施設	146	1310	113	-	1569
休養施設	12	462	24	-	498
教養施設	2	13	5	-	20
修景施設	4	93	21	-	118
便益施設	25	117	9	-	151
遊戯施設	24	347	187	-	558
合 計	227	3127	535	-	3888

## 6. 対策の優先順位の考え方

遊戯施設は事故等の危険性が高く、劣化が進行する施設は早期の対策が求められる。このため、D判定、C判定の施設は対策の優先順位を高く設定する。さらに、和泉市地域防災計画で一次避難地（公園）に指定されている場合は、C判定であっても対策の緊急度を高く設定し、早期に対策を進める方針とする。一般施設等についても同様の方針とする。B判定の施設についても、施設の状態を踏まえ、使用見込み期間を超えるものについては、判定を一段階上げ、C判定とし、更新を順次行っていくものとする。

優先順位	緊急度	健全度判定
高 ↑ ↓ 低	高	健全度D
		健全度C（指標考慮：高）
	中	健全度C（指標考慮：低）
	低	健全度B
		健全度A

## 7. 対策内容と実施時期

### ①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、委託する指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。公園施設の異常が発見された場合は、速やかに使用を中止し、事故等を未然に防ぐ措置をとる。また同時に健全度調査を実施し、補修や更新の判定を行う。

#### a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設を補修あるいは更新するか明確にした上で措置を行う。

#### b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・年1回実施する定期点検の結果は、健全度調査として活用し、対象施設の補修もしくは更新を位置づけ、措置を行う。

#### e. その他設備等

- ・法で定める年1回実施する定期点検を、健全度調査として活用する。
- また、照明に関しては、ESCO事業にて、灯具のLED化への更新を行う。

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

公園施設の事後保全・予防保全の管理類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえ確定し、その管理類型に即した対応を行う。

### 1. 予防保全型に類型した施設

- ・なるべく健全度がB判定時に、適切な長寿命化対策を視野に検討し、施設の延命化を図っていく。また、各施設の処分制限期間に対し長寿命化を図った使用見込み期間、又はその使用見込み期間の9割を迎える施設については、順次更新を行っていく。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じ、計画の運用に影響が出る場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・年1回定期点検を行う遊具や設備、法で定める建築物以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物[一部除く]）については、5年に1回の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・年1回定期点検を行う公園施設（b. 遊具等、e. その他設備等）については、
  - ◇ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
  - ◇ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、速やかに消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
  - ◇ 定期点検の結果は健全度調査として活用し、施設の補修もしくは更新を明確にした上で措置を行う。
- ・50㎡以上の建築物（d. 建築物[一部]）については、1年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。さらに、和泉市で定める建築物の補修や更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

### 2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を重点的に、公園施設の機能の保全と安全性を維持していく。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、速やかに施設の補修もしくは更新を行う。

### 3. 調査対象としている151公園以外の公園施設の対応方針

- ・長寿命化計画に公園名・施設を記載しているのは151公園分であるものの、本市が管理する全ての都市公園についても長寿命化対策を実施し、維持管理していくという方針から、計画に記載する公園を必要に応じて適宜追加し、より計画的に維持管理を行う。

## 8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

## 9. 対策費用

① 概算費用合計（10年間）【②+③】	700,097 千円
② 予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	628,239 千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	71,858 千円
④ 単年度あたりの概算費用【①/10】	70,009 千円

## 10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は、約82,480千円である。

## 11. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度（西暦）：〔2033年度〕

② 見直し時期、見直しの考え方など

既存の点検結果等を活用し、10年間長寿命化計画の策定を行っているが、公園施設の維持管理の状況や本市の財政状況等により計画と実態と大きな乖離が生じる可能性がある。

したがって、計画の見直しが期間内で必要となった場合は、適宜計画の修正や補完等を行う。